

令和元年 7月23日(火曜日)

議事日程

令和元年7月23日(火)午後 2時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第46号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について

日程第 4 議案第47号 東庄町立笹川小学校北校舎大規模改修等工事請負契約  
の締結について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

1番	桜井	莊一	君
2番	土屋	光正	君
3番	宮澤	健	君
4番	佐久間	義房	君
5番	板寺	正範	君
6番	花香	孝彦	君
7番	大網	正敏	君
8番	高木	武男	君
9番	鈴木	正昭	君
10番	山崎	ひろみ	君
11番	土屋	進	君
12番	宮崎	正吾	君
13番	鎌形	寿一	君
14番	城之内	一男	君

欠席議員

なし

出席説明員(5名)

町	長	岩田	利雄	君
副町	長	金島	正好	君

總務課長 向後喜一郎 君  
教育長 五十嵐正憲 君  
教育課長 多田克己 君

出席事務局員（3名）

事務局長 笹本忠男  
次長 石毛美恵子  
主査 岩瀬知博

(午後 2時00分 開会)

議長(城之内一男君)

ご苦労さまです。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和元年度東庄町議会第2回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち報告します。地方自治法第121条の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番 鈴木正昭君、6番 花香孝彦君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日一日限りに決定しました。

日程第3、議案第46号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第46号、工事請負契約の議決事項の変更についての提案理由を

申し上げます。

この東庄中学校技術棟等解体工事請負契約につきましては、3月の定例会において議決をいただきましたが、追加工事が発生し、議決事項の一部に変更が生じたため、議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第46号、工事請負契約の議決事項の変更について、ご説明を申し上げます。

この度の議決事項の変更につきましては、3月の定例会において議決をいただきました、東庄中学校技術棟等解体工事請負契約について、工事の内容が変更になったことにより、契約金額の増額を行うものでございます。

その主な内容といたしましては、建物の基礎部分に設計時に見込んでいなかった、30センチ大の割グリ石が159立方メートル使われており、その処分が追加になったことと、技術棟屋上の防水のためのアスファルト層を、設計では1層で見込んでいましたが、実際は2層になっていたため、撤去と処分が追加になったためであります。この工事費を精算すると571万5,360円の増額となります。

本変更契約案件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町条例であります、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をいただいた契約内容の変更のため、改めて議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（城之内一男君）

これから、質疑を行います。

佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

これ、契約者でなくて、設計業務委託したんでしょうけど、設計にあたって前のプールを作った設計者からリサーチみたいなものは、受けていなかったんでしょう

か。その辺のところをお聞きします。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

こちらにつきましては、設計の方を千町村建築設計事務所に委託したわけですが、このプールに関しましては、この出てきた割グリ石、これはプールの水槽の下ということで、500平米ほどの面積に割グリ石が敷き詰められておりました。それにつきましては、当初設計の中で、過去の設計等を確認しませんで設計を委託したために、この工事には見込まれなかったという内容となっております。そのための変更という形になります。よろしくお願ひします。

議長（城之内一男君）

佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

そうすると、その過去にいた設計者からリサーチはしていなかったという解釈でよろしいですか。それから割グリが出てきちゃったから、追加工事、処分料がかかるからこれだけの金額が跳ね上がっちゃうんだという見解でよろしいでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

そのとおりでございます。過去の設計内容を把握しませんで、今回新たに出てきたということでの設計変更という形になります。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

高木武男君。

8番（高木武男君）

今、佐久間議員も言いましたけれども、この巨大な水槽ですよ。そうすると、その水圧、重量は相当なものだと思います。そうすると、ただ下にちょっとコンクリートを流しておく、それでは耐えられません。その当時とすれば、そういう大きな割グリ石をやって施工するというのは、普通は建築としては常識的なところだと思います。今だったら、杭を打つとかいろいろあるんでしょうけども、そういうの

は十分予想されると思いますけど、そういうことは全然予想していなかったんですか。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

こちらにつきましては、一級建築士も要しています、千町村建築設計事務所に委託したわけですが、その段階ではそれを見落としていたということになります。

よろしく申し上げます。

議長（城之内一男君）

高木武男君。

8番（高木武男君）

千町村建築設計事務所。それはずっと、私聞いておりますけど、そういう過去の設計図というか、そういうのは持っていないんでしょうか、その設計の会社では。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

設計図書というか、その建築の内容につきまして、設計図書は持っていますが、その設計書の内容、これにつきましては既に20年以上経過しているということで、既に破棄されたという形で、わからなかったということが現実のようです。

よろしく申し上げます。

議長（城之内一男君）

高木武男君。

8番（高木武男君）

その当時の設計図が破棄されている。わからない。でも、町で建築をずっと携わっている方でしたら、そういう大きなプールの下にはどういうものが入っているのか、契約した会社でも、もちろんそのくらいのことは十分認識していると思うんですよ。何で、割グリ石が出てきたからと言ってこういうことになるんでしょうか。ちょっとおかしいと思いますよ。その辺は全然認識はないのでしょうか。

議長（城之内一男君）

副町長。

副町長（金島正好君）

高木議員、おっしゃるとおりでありまして、この件につきましては町の方の設計の段階で資料が有れば良かったと思います。教育委員会の説明では、教育委員会の方で把握しなかったということですが、その内容につきましてはともかく、見つかっていれば、何かその資料が有ればそれは反映していたと思います。無かったということで、そのままの設計になってしまったということで、町の方としても落ち度はあると思います。

ただ、実際そういう割グリが出てきたということでの追加工事になったということでございまして、町としても十分反省するところはあると思いますので、よろしくご容赦のほどお願いしたいと思います。

議長（城之内一男君）

高木議員、3回を超えていますが、発言は許します。

8番（高木武男君）

ありがとうございます。

この請け負ったのは、佐原の石井工業という会社なんですけども、この会社については、公民館やいろいろな、かなりの金額が今まで落札していたと思うんです。今回、このように設計になかった基礎の割グリ石の撤去について、もうちょっとお金を下さいということなんでしょうけども、これはちょっといかなものかと。そのくらいは一応締結したんですから、そのままやってもらったらどうですか。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

はい。あくまでも設計の内容によりまして入札という形になりますので、その設計に盛り込まれていなかった内容につきましては、変更契約という形での増額がいたし方ないかと思われま。

以上です。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

桜井議員。

1番（桜井莊一君）

今回、図面がなかった、無いということなんですけど。じゃあ、今後どういうふうにするか。沢山建物とか、ありますよね。そういうデータベースをちゃんとどういふふうに保護するかというのを、今からが大事なので、今後はちゃんときちんとして、データベースとして残していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（城之内一男君）

要望でよろしいですか。

1 番（桜井莊一君）

結構です。

議長（城之内一男君）

その他、ありますか。

花香孝彦君。

6 番（花香孝彦君）

今回の契約金額につきまして、もともとの予算というのはどのくらいの規模で、予算の範囲内であったかという部分、確認させてください。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

こちらの設計額につきましては、7,000万以上という形での設計額として、予算に組み込ませていただいている金額となります。その枠内で収まっているという形になります。

よろしく申し上げます。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

その他、ありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第46号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第47号、東庄町立笹川小学校北校舎大規模改修等工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第47号、東庄町立笹川小学校北校舎大規模改修等工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本契約は、先般、制限付一般競争入札を行い、落札した業者と契約を締結したものであります。本案件につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしたく、提案をさせていただくものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

それでは、議案第47号、東庄町立笹川小学校北校舎大規模改修等工事請負契約

の締結についてご説明を申し上げます。

本工事執行にあたり、令和元年6月14日に制限付一般競争入札の公告を、ちば電子調達システムで行うと同時に、新聞発表並びに町ホームページにも掲載して、6月27日を期限に参加者の公募を行いました。その結果、4社の応募があり、これを審査したところ、全社が参加資格を満たしておりました。

7月11日から16日を入札期間として、電子入札による一般競争入札を実施し、4社のうち3社からの入札があり、このうち石井工業株式会社が最低制限価格である2億716万2,400円に消費税並びに地方消費税2,071万6,240円を加えた2億2,787万8,640円で落札しましたので、議会の議決を条件に同社と工事請負契約を締結したところでございます。

なお、この工事は工期が10月以降までかかることから、消費税等の税率を10%で契約をさせていただいております。

本契約案件は、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決を得なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町条例議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

これから、質疑を行います。

佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

予定入札価格は幾らだったのか、それってパーセンテージは最低入札価格と言いましたけど、七掛けでよろしいんでしょうか。その他、あと2社は幾らくらいの入札価格があったのか。その辺のところをお願いします。

議長（城之内一男君）

総務課長。

総務課長（向後喜一朗君）

ご質問にお答えをさせていただきます。いずれも公表されているものでございます。予定価格につきましては、税抜きで2億5,895万3,000円でございます。税抜きで申し上げます。石井工業株式会社さんが80%の最低制限価格で落札

をしております。金額は先程申し上げましたが、2億716万2,400円でございます。

他の2社でございます。島田建設株式会社でございます。税抜きで2億2,940万円でございます。また、株式会社東庄建商です。2億3,823万6,000円でございます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

その他、ありますか。

大網議員。

7番（大網正敏君）

契約の日なんですけども、これは消費税が上がる前に契約すると思うんです。そうすると、8%内で、消費税は8%だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（城之内一男君）

総務課長。

総務課長（向後喜一郎君）

お答えいたします。議員がおっしゃるとおり、契約の段階では消費税率は8%でございます。方法といたしまして、8%で契約をして、税率が変わった後契約変更をしまして、契約変更のために議会の議決をいただくという方法もございます。

また、この工事の契約額に対する税率の適用でございますが、これは引き渡しの日の税率によるということになっておりまして、いずれにしろ10%の税率がかかるということでございます。そういったことから、当初より10%の契約で締結をさせていただいて、議決をお願いするものでございます。

以上です。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

その他、ありますか。

宮澤議員。

3番（宮澤 健君）

昨年、議員で小学校の方を視察した時に、職員室の側の廊下とか、大分アスベス

トが使われているというようなことが指摘されていましたが、アスベストの工事ということになると、これ、授業の平日とかそういった部分は非常に問題が発生するのではないかというふうに。対策は取るでしょうけれども、万全を期してやっているという、その工事とか、そういった時期はどうなんでしょう。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

昨年等で、全員協議会また議会の内容で、校長室等会議室、あと玄関前にはアスベストが含まれた塗布剤があるということで、ご説明申し上げました。そのために今回仮設校舎を別で設置しまして、そちらを活用してという形になりますので、現在の北校舎につきましては全部囲い込みを行い、そこには立ち入らないような形での工事という形になります。

そのために、当然移動の手間もなくなりますし、仮設校舎を行うことにより、移動の手間等もなくなりますし、また立ち入らなくて済むということで、アスベストの飛散等も防げるものと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

宮澤議員。

3番（宮澤 健君）

以前、他の学校の時、その地域を立入禁止までにしてやったのに、同じ校舎の敷地内をただ囲ってそこに立ち入らないだけで本当に万全を期せるのかどうか、ちょっと疑問を感じるころなんですけれども、工事に遺漏ないようによろしくお願いしたいと思います。

議長（城之内一男君）

答弁はよろしいですか。

3番（宮澤 健君）

はい。

議長（城之内一男君）

その他、ありますか。

花香議員。

6番（花香孝彦君）

工事の内容の中に、今、仮設校舎の話が出ておりましたけれども、まず仮設校舎の工事も含まれていると考えております。それで、契約の日というんでしょうか。正しい契約の日というのは、本日のこの議会の議決後ということになるかどうか、確認させてください。

議長（城之内一男君）

総務課長。

総務課長（向後喜一郎君）

おっしゃるとおり、議会の議決が契約の効力の発生となります。

議長（城之内一男君）

花香議員。

6番（花香孝彦君）

それでは、もう一点確認させていただきます。笹川小学校の松風広場で現在行っている工事は、何の工事を行っているんでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

ただいまの質問については、現在松風広場の工事ということで、内容の説明につきましては、この後の全員協議会の中で詳細を説明させていただこうと思いましたが、現在まず仮設校舎につきましては、賃貸借契約という形になりますので、こちらにつきましては、先行して実施しているような形になります。

ですから、今回のこの議決をいただく金額の中には、その仮設校舎。仮設校舎には校長室と配膳室等につきましては、仮設校舎に持ってくるわけですが、これにつきましては過去の議会等でご説明したとおり、別契約という形になります。ですから、この2億2,700万円、この金額につきましては北校舎の大規模改修のみという形になりますので、仮設校舎の金額については、この金額の中には含まれていない状況となっております。

よろしく申し上げます。

議長（城之内一男君）

花香議員。

6番（花香孝彦君）

この後、全員協議会の中で説明しようとしたということなんですけれども、この仮設校舎の工事費用については、この大規模改修の中に本来含まれるべきの金額なのではないでしょうか。議決前に工事を行っているというのは、少し疑問に感じる部分はあると思うんですけれども。もう一度そこら辺、契約状況とか、分けて契約しているのかとか、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

予算書の中の大規模改修というのは、この仮設校舎及び北校舎の全面外壁防水加工、そういったものを全部含めた中での工事ということで、過去の議会においてご説明した内容だと思います。その中で、仮設校舎につきましては、皆さんに全員協議会の中でご説明し、これを先行して実施することにより、工期的にも短縮出来るというような内容でのご説明をさせていただいたかと思えます。

よろしくお願ひします。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

高木武男君。

8番（高木武男君）

この小学校の大規模改修工事、予定価格2億5,000ということなんですけれども、これの積算、見積もりはどこで出るんですか。どこか設計士さんが考えるのか、それとも教育委員会でやるんですか。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

こちらの北校舎の大規模改修につきましても、指名競争入札によりまして、千町村建築設計事務所が落札し、設計を実施した内容となっております。

以上です。

議長（城之内一男君）

その他、ありますか。

花香議員。

6番（花香孝彦君）

もう一度、確認させてください。仮設校舎の予算は、どこから出ているのかだけ教えてください。

議長（城之内一男君）

教育課長。

教育課長（多田克己君）

大規模改修の工事費としては、4億強の金額を予算として見積もらせていただいた内容となります。ただ、こちらの仮設校舎については工事という形ではなく、賃貸借という形になっております。そのために、工事費の中からその仮設校舎分を流用させていただきまして、実施しているというのが現在の工事状況という形になります。

以上です。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

その他、ありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第47号、東庄町立笹川小学校北校舎大規模改修等工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会にあたり、町長よりご挨拶をお願いします。

町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会第2回臨時会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、議案2件を提案させていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、国政におきましては、参議院議員選挙が実施をされ、少子高齢化、消費税引き上げに伴う経済的問題、人生100年時代における社会保障制度等が争点となりました。これらの課題を克服し、将来生きる子供達に夢を与えられる、そのような政治の実現を期待するものであります。

町は、国政がどのように変化しても、これまでと同じように、議員各位はもとより、町民と行政が一体となり、より良い町政の実現に努力をしまいる所存であります。

最後になりましたが、もうすぐ梅雨も明け、暑さの厳しい時期となります。議員各位におかれましては、健康に留意をされ、益々のご活躍をご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

それでは、閉会にあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

第2回臨時会が議員の皆さん方、執行部の皆さんのご協力で円滑に審議をすることが出来ました。改めて感謝とお礼を申し上げます。

今、北校舎の大規模改修工事も承認されましたが、統合に向けては、まだまだ多くの課題が残されております。また、町においても幾多の課題があります。大変厳しい行財政運営になっておりますが、今後とも皆さんのご支援、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

また、議会においても県議長会の議員研修、香取都市町の議員研修、また本町の議員視察研修等、控えております。9月議会も控えております。また厳しい暑さに



向かう中ですが、議会の果たすべき役割と使命を十分に認識して、住民の負託にこたえる必要があります。今後とも健康には十分にご留意され、ご活躍をお願いしたいと思います。

以上で、閉会にあたり私からの挨拶といたします。

これをもちまして、令和元年東庄町議会第2回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 2時36分 閉会)